

■■不祥事防止の取組の評価と課題等■■

項目	概要	自己評価	課題
第1 不祥事防止の主な取組（☆：わいせつ事案防止に関連する取組）			
1 通年で実施している取組			
不祥事ゼロプログラムの推進 (H18～)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会全所属において、「不祥事ゼロプログラム」を作成し、策定、実施、検証、公表のPDCAサイクルに則った運用により、継続的・計画的な取組を実施 ○ 県立学校においては、「児童・生徒に対するセクハラ、わいせつ行為の防止」を必須課題として、毎年度研修等を実施（★） 	<p>各所属が職員の全員参加により、主体的に研修などの取組を実施した結果、懲戒処分者数は、プログラムを開始した平成18年度の27人から令和元年度には17人に減少するなど、一定の効果がみられるが、不祥事の根絶には至っていない。</p> <p>特に、わいせつ事案の防止については、毎年度各所属が必須課題として取り組んでいるが、毎年度5～8件発生しており、明らかな減少傾向はみられない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不祥事の発生原因の分析と各所属の実情に応じた効果的な取組（再発防止対策）の検討・実施
行政事務調査・指導等の実施 (H11～)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育局職員が、各所属を巡回して、校長に不祥事防止の取組についてヒアリングを行うとともに、児童・生徒との適正な連絡方法の遵守、教科準備室等の状況（死角ができていないか等）について調査・指導（★）を実施（2年に1回） 	<p>教育局職員が実際に現地（各学校）を確認しながら、各学校の取組状況の確認や指導ができる。各所属でも、調査を機に、自所属の取組状況を改めて確認する機会となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査・指導事項の定期的な見直しと調査結果の取組への反映
2 研修等について			
階層別における不祥事防止研修 (新任、管理職等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新任、管理職等へ不祥事防止に係る研修、面談等を実施 ○ 教職員に対し、遵法意識の徹底、服務規律の遵守など、継続的に、教育公務員として求められる行動や意識啓発について指導 	<p>教職員の経験年数に応じて、階層毎に集合研修を実施する機会であるが、懲戒処分の状況、個別のわいせつ事案をはじめとした背景、経過、影響等の説明など、限られた時間での講義が中心となっており、わいせつ事案を起こす教職員の倫理観の向上や遵法意識の啓発には十分につながらない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各階層に応じて身に付けるべき研修内容や研修資料の見直し ○ 管理職に対する研修内容、指導ポイントの明確化 ○ 非正規職員（臨時的任用職員、会計年度任用職員など）への遵法意識の徹底
校内研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育局が送付した不祥事防止啓発資料等を活用した研修の実施 	<p>各学校が、教育局作成の啓発資料等を使用し、研修内容・方法等について工夫を重ねながら研修を実施しており、所属単位での研修の機会として、教職員の意識啓発に一定の効果は認められるが、わいせつ事案を起こす教職員の倫理観の向上や意識啓発には十分につながらない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校における効果的な研修方法や教職員を指導する際のポイント等の明確化
校長等による個別面談の実施 (H30.7～)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全教職員に対し面接指導（リーフレット等活用）（★） 	<p>管理職が面談を通じて、教職員の勤務状況や日常生活等を把握する機会となっており、職場におけるコミュニケーション促進に一定の効果がある。</p> <p>しかし、日頃の勤務態度は真面目で、児童・生徒に対する接し方に気になる点はない等、不審な行動がなく、不祥事の兆候がみられない教職員による事案が発生している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不祥事の予兆や教職員の行動変化を見逃さないような面接指導時の着眼点、留意事項、質問項目の明確化 ○ 課題を抱えた教職員に対する指導方法や相談機関の周知
3 啓発資料等の作成・配付			
コンプライアンスマニュアルの作成 (H30.3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の法令遵守・服務規律の徹底を図るため、対象を教員に特化し、基本使命や求められる姿勢等、チェックポイントを具体的に記載したマニュアルを作成 	<p>不祥事防止に関する基本的な考え方や学校で発生する典型的な不祥事の事例などを網羅した内容となっているが、分量が多く、時間的な制約がある中で実施する各学校での研修では活用しにくい現状がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ より活用しやすいマニュアルの提供
啓発資料等の作成・配付 (職員啓発・点検資料など) (H21.7～、H28以降は毎月発行)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月、不祥事のテーマに沿った10個程度の点検項目とその解説、事例等を掲載した資料を作成・配付等 	<p>コンパクトな内容で、多くの学校で研修資料として活用されており、一定の効果が認められると考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 継続的な内容の見直し ○ 学校での活用の促進
不祥事防止リーフレットの作成 (H30.7～)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年代別リーフレット、スクール・セクハラリーフレット等（校長等が不祥事防止について、教職員に指導する際に、直接、手渡すなど利用実態に応じて、年代別、職階別、校種別等にリーフレットを作成） ○ 具体的な事例では、わいせつ事案を取り上げるなど、わいせつ事案防止に重点を置いている（★）。 	<p>校長から対象の教職員に手渡すなど、教職員に対する不祥事防止の指導の糸口やきっかけとして活用されており、教職員の不祥事防止に係る意識の醸成に一定の効果は認められるものの、わいせつ事案を起こす教職員の倫理観の向上や意識啓発には十分につながらない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員が不祥事防止について、当事者意識（自分にも関係があると意識すること）を持って取り組めるように掲載内容の見直し、改善 ○ 不祥事の原因や再発防止について詳細な分析に基づく、新たな視点による情報提供等の検討
教員養成機関への学生への啓発資料配付、説明【採用前】 (H30.8～)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員養成機関への啓発資料の配付、要望のある大学での説明 ○ かながわティーチャーズカレッジへの啓発資料の配付、説明 ○ フレッシュティーチャーズキャンプ（採用予定者研修）での啓発資料の配付、説明 	<p>採用前段階から、教育公務員としての高度な倫理観や遵法意識を啓発することで、教員を志す学生の意識の醸成に一定の効果はあると考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員養成機関等での活用の促進
不祥事の背景等の情報提供 (R元.9～)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 懲戒処分（★：わいせつ事案を含む）に際して、教職員の理解のため、校長へ処分事案発生具体的な背景・経緯に関する情報提供 	<p>不祥事に係る具体的な背景や経緯を伝えることで、教職員に当事者意識をもたせるため有効であるが、さらに、不祥事を起こす側の心理状況等、新たな視点を加えた情報提供が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被処分者の心境の変化や、不祥事に至る原因をより詳細に分析し、職員指導上のポイントとなるような情報提供

項目	概要	自己評価	課題
第2 わいせつ事案防止に特化した取組			
1 校内環境（ルール、施設環境）の整備			
児童・生徒とのSNS等利用の禁止の徹底（H28.4～）	○ 児童・生徒とのSNS等の利用禁止 ○ 児童・生徒の連絡先（携帯電話番号、電子メールアドレス）の適正な取得・管理方法の徹底	教職員と生徒のSNSの利用は、近年の自校生徒に対するわいせつ事案の端緒となっていたが、 <u>県立学校においては、教職員に対する継続的な指導・周知により、SNSの利用を端緒とする事案は減少傾向にある。</u>	○ 継続した取組の徹底及び教職員への意識啓発 ○ 新たな連絡ツール（Google Classroom等のグループウェア）などに応じたルールの見直し
児童・生徒の連絡先の適正な取得・管理方法の徹底（H28.4～）			
教科準備室等の適切な利用（H30.7～）	○ 教科準備室における自校女子生徒への不祥事の発生を踏まえ、その適切な利用について、密室化の防止、管理職による日常的な巡視、施錠管理等の対策を実施	継続的な取組により、教科準備室等の校内の人の目が届きにくい場所について、廊下から室内全体の様子が確認できるようになるなど、 <u>校内環境の改善が進んでいる。</u>	○ 継続した取組の徹底及び教職員への意識啓発
スクールセクハラアンケートの実施（H18～（H25～毎年度））	○ 生徒及び教職員に対し、生徒が受けた被害の実態及び被害に対する生徒の具体的な対応や生徒が見聞きした被害の実態等についてアンケートを実施し、セクハラの実態を把握するとともに、事実確認及び被害に対応	生徒及び教職員のセクハラに対する意識啓発の機会となっている。 ※ 令和2年度調査から、回答の利便性を図るため、実施方法を紙によるアンケートからインターネット活用によるアンケートに見直したことにより、回答数は増加している。	○ アンケート実施により、重大な案件が発覚したケースがほとんどない（過去1件のみ）。 ○ 生徒や教職員に対する質問項目の定期的な見直し
スクール・セクハラ相談窓口の設置（H18～）	○ スクール・セクハラ相談窓口（県立学校児童・生徒対象） ※ 県教委（専用）、各学校（人権相談窓口）に設置 ○ セクシュアル・ハラスメント相談窓口（教職員用）	わいせつ事案の抑止のため、専用窓口設置は必要。 ※ 外部相談窓口も併せて周知	○ 相談窓口の効果的な周知
生徒及び教職員に対するセクハラ防止意識の啓発	【生徒】 ○ 啓発資料の作成・配付、アンケート実施時の啓発 ○ 相談窓口の連絡先が記載されたポスター掲示、カード配付 【教職員】 ○ スクール・セクハラ啓発資料の作成・配付 ○ アンケート結果を掲載した啓発資料の作成	スクール・セクハラ防止に係る意識の向上に一定の効果が認められるが、わいせつ事案を起こす教職員の倫理観の向上や意識啓発には十分につなげていない。	○ 継続的な啓発資料等の内容の見直し
2 その他のわいせつ事案を抑止する取組			
「懲戒処分の指針」の改正等（H30.11、R2.4）	○ 教育委員会として、わいせつ事案にはより厳正に対処している実情を明記 ○ 自校児童生徒へのわいせつな行為、セクハラを原則として懲戒免職に限るとするなど、処分を厳格化	処分の厳格化により、一定の抑止力はあると思われるが、 <u>重大案件を起こす教職員の行動抑止につなげていない（免職となることを知りながら、不祥事を起こす場合がある。）。</u>	○ 管理職による公務外のわいせつ事案も発生しており、 <u>性行動や性的嗜好に課題を抱える教員に対する実効的な抑止策になっていない。</u>
映像資料（DVD）による情報提供（R元.10）	○ 不祥事を自分事として捉えることができるように映像資料（DVD）を配付し、各学校で研修を実施	教職員から、不祥事発生を身近に感じるために、映像資料はリアリティがあり、主体的な意識が生まれるとの意見があり、教職員の意識醸成に効果がある。	○ 映像資料（教材）の不足

不祥事防止の取組の評価と課題等

第1 不祥事防止の主な取組（わいせつ事案以外）

1 現状の分析

体罰や不適切な指導など学校現場に特有の不祥事、通勤手当の不正受給、修学旅行引率中の飲酒など公務上発生する不祥事、並びに交通事故・交通違反等を含む、わいせつ事案以外の懲戒処分者数は、平成18年度の20人から令和元年度には10人になっており、減少傾向にある。

特に、業務上のミスや誤りに起因する、個人情報への不適切な取扱いに係る懲戒処分事案は、平成30年度以降は発生していない。

2 自己評価等

マニュアルや手引きの作成をはじめ、事務作業における複数チェックの徹底等や、教職員に対する研修、面談等を通じた丁寧な意識啓発、業務遂行上のルールの周知徹底等により、現在の取組は、一定の効果が得られている。

引き続き、これら取組に改善を加えるなどして、不祥事の未然防止のために必要な取組を継続していく必要がある。

第2 わいせつ事案防止に関する取組

1 現状の分析

直近5年間において、わいせつ事案による懲戒処分者数は、5人から8人で推移しており発生人数は減少に至っていない。一方で、わいせつ事案以外の懲戒処分者数が減少傾向にあることから、近年はわいせつ事案の不祥事全体に占める割合（約40%）が高くなっている。

2 自己評価等

教職員によるわいせつ事案の発生が後を絶たない事態を深刻に受け止め、様々な対策を実施しているものの、懲戒処分に至るわいせつ事案は減少しておらず、更に実効性ある取組が必要である。

3 わいせつ事案防止に係る課題

（1）教職員の内面把握の困難性

管理職等からみて、日頃の勤務態度に問題がなく、児童・生徒対応に気になる点はない教職員が不祥事を起こすなど、不審な行動や不祥事の兆候がみられない教職員による事案が発生している。

（2）より効果的な取組の必要性

わいせつ事案の防止について、様々な指導や研修を実施しているが、指導、研修、資料等の内容が、教職員の問題行動発現の抑止につながっていない。

（3）教職員の誤った認識

SNSの利用を端緒として児童・生徒との距離感を見誤り、わいせつ事案を起

こす場合や、生徒に信頼されていると誤解をし、セクハラに至る事案など、児童・生徒対応について、誤った認識を持つことによる事案が発生している。



上記の課題について、次のような視点から、事案の分析や新たな取組等を検討する必要がある。

- ①教職員が、なぜ、わいせつ事案を起こしたのかという事案分析 (原因分析)
- ②その原因に対応するため、どういった観点から防止策を検討していく必要があるのか (従来の取組に係る改善点等を踏まえた検討の方向性)
- ③②の検討の方向性を踏まえ、どのような取組が有効と考えられるのか (実効性ある新たな取組)